

防整サ（事）第390号
令和5年11月22日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

A I 活用推進委員会の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

A I 活用推進委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1 民間分野において人工知能（以下「A I」という。）に係る技術革新が急速に進展し、諸外国の防衛当局がA Iの活用に取り組む中、近い将来、A Iの活用が戦闘様相を決する可能性が指摘されている。防衛省・自衛隊においても、防衛力の抜本的強化を通じて将来戦に対応できる態勢の構築を急ぐ中、A Iをどのように活用するのか組織横断的に検討する必要がある。また、学習を繰り返すことにより精度が向上するというA Iの特性を踏まえると、日々の活動で蓄積するデータの管理や利用及び当該データを扱う人材の育成等のA I活用の基盤となる事項についても取り組むことが重要となる。そこで、防衛省・自衛隊におけるA I活用推進の基本方針等に係る検討を開始し、A Iの活用を推進する上で必要な重要事項について防衛省全体で取り組むため、防衛省にA I活用推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成等)

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 事務次官
- (2) 委員 大臣官房長
防衛政策局長
整備計画局長
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
情報本部長
防衛装備庁長官
防衛装備庁防衛技監
サイバーセキュリティ・情報化審議官
その他委員長が指名する者

2 委員長は、委員会における検討のため必要があると認めるときは、前項第2号に掲げる者以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(委員会の運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

(A I 活用推進グループの構成等)

第4 委員会を補佐し、委員会における検討に必要な作業を行うため、委員会の下に、A I 活用推進グループ（以下「グループ」という。）を置く。

2 グループの構成は、次のとおりとする。

- (1) グループ長 整備計画局長
- (2) グループ長代理 サイバーセキュリティ・情報化審議官
- (3) グループ員 防衛政策局長
統合幕僚監部防衛計画部長
統合幕僚監部指揮通信システム部長
陸上幕僚監部防衛部長
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長
海上幕僚監部防衛部長
海上幕僚監部指揮通信情報部長
航空幕僚監部防衛部長
航空幕僚監部科学技術官
情報本部副本部長
防衛装備庁技術戦略部長
その他グループ長が指名する者

3 グループ長は、グループの会議を招集し、グループの事務を総括整理する。

4 グループ長は、グループにおける検討のため必要があると認めるときは、第2項に掲げる者以外の者をグループに参加させ、意見を述べさせることができる。

5 グループ長は、検討の性質により構成員を限定する必要があると認めるときは、第2項に掲げる構成員のうち一部の者をもってグループの会議を開催することができる。

6 グループ長代理は、グループ長を補佐し、グループ長が不在の場合又はグループ長から指示があった場合は、その職務を代行する。

(A I 活用推進検討チームの設置等)

第5 A I 活用推進に関し、委員会及びグループの検討を支援するとともに、グループを補佐するため、グループに、サイバーセキュリティ・情報化審議官をチーム長とするA I 活用推進検討チーム（以下「チーム」という。）を置く。

2 チームは、グループ長が指名するチーム員で構成し、以下に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内部部局の職員 若干名
- (2) 統合幕僚監部の自衛官 若干名
- (3) 各幕僚監部の自衛官 それぞれ若干名

- (4) 情報本部の職員 若干名
 - (5) 防衛装備庁の職員 若干名
 - (6) その他グループ長が指名する者
- 3 グループ長は、チームに副チーム長及びチーム長補佐を置くことができる。
- 4 チーム長は、チームにおける検討のため必要があると認めるときは、グループ長の承諾を得て、第2項に掲げる者以外の者をチームに参加させ、意見を述べさせることができる。
- 5 チームは、次に掲げる事項について実施する。
- (1) 委員会が定める基本方針の策定に資する検討
 - ア 防衛省におけるA Iの活用に係る事項に関する検討
 - イ A Iに必要なデータの収集・蓄積・管理・利用、専門人材の育成その他のA I活用の基盤となる事項に関する検討
 - ウ A I倫理・軍備管理に係る事項に関する検討
 - エ 次世代情報通信技術や量子コンピューティング技術等の情報処理能力等の向上に資する技術の活用可能性に関する検討
 - (2) 民間等におけるA Iの技術動向に関する情報の収集及び共有
 - (3) 省内のA Iを活用する各種事業に係る経験や知見の収集及び共有
 - (4) 前3号に定めるもののほか、A I活用推進に関しチーム長が指定する事項

(関係部局との協力)

第6 関係部局は、委員長、グループ長及びチーム長から資料の提出その他の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

(情報の保全)

第7 委員会、グループ及びチームの構成員並びに第6の規定により協力を求められた関係部局の職員は、この要綱の実施に際して知り得た情報が漏洩することのないよう、関連規則に基づき適切な情報の保全を図るものとする。

(庶務)

第8 委員会、グループ及びチームに関する庶務は、関係各課等の協力を得て、整備計画局サイバー整備課が処理する。

(委任規定)

第9 委員会、グループ及びチームの運営に関し必要な事項はグループ長が定める。